

議案第42号

さいたま市深作西部土地区画整理事業特別会計条例及びさいたま都市計画事業
深作西部土地区画整理事業施行規程を廃止する条例の制定について

さいたま市深作西部土地区画整理事業特別会計条例及びさいたま都市計画事業深作
西部土地区画整理事業施行規程を廃止する条例を次のように定める。

平成28年2月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市深作西部土地区画整理事業特別会計条例及びさいたま都市計画事業
深作西部土地区画整理事業施行規程を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) さいたま市深作西部土地区画整理事業特別会計条例（平成13年さいたま市条例第65号）
- (2) さいたま都市計画事業深作西部土地区画整理事業施行規程（平成13年さいたま市条例第255号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による廃止前のさいたま市深作西部土地区画整理事業特別会計によるさいたま市深作西部土地区画整理事業特別会計に係る平成27年度の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。